

## 早期退職に係る募集実施要項

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条の2第1項第1号)を行う。

### 1 募集の対象

防衛省に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)別表第1イ行政職俸給表(一)9級以上の同俸給表の適用を受ける職員で、平成26年4月1日に「勤続20年以上」かつ「58歳以上」の者(注1参照)

### 2 募集人数

10名程度

### 3 募集期間(約2週間)

平成26年5月12日(月)0930から

平成26年5月23日(金)1815まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

### 4 退職すべき期間

平成26年6月16日(月)から平成26年9月1日(月)まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

### 5 応募の手続

- (1) 応募しようとする職員は、「応募申請書」(別紙様式第1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で提出し、電子メールの場合は、提出後、募集期間内に、受付担当に対し受信の確認を行うものとする。(受信の確認がないものは、無効とする。)

※ 応募申請書の到達日時は、郵送の場合にあっては、消印日(募集期間末日の消印まで有効)、電子メールの場合にあっては、当該メールの受信日時とする。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。  
※ 平成26年6月6日（金）までに通知する予定。  
※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取り下げ申請書」（別紙様式第2）を退職すべき期日の前日までに提出する。  
なお、郵送の場合は、書留郵便で退職すべき期日の前日までに届くように郵送するものとし（届かないものは、無効とする。）、電子メールの場合は、退職すべき期日の前日までにメールを送信し、受付担当に対し受信の確認を行うものとする（受信の確認がないものは、無効とする。）。

6 本件に関する相談先（受付担当）

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

大臣官房秘書課担当

電話番号（外線）：

（内線）：

電子メールアドレス（部内系又は部外系のいずれかを選択し、メールを送信）

（部内系）：

及び

（部外系）：

及び

（注1）次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成26年9月1日（月）までに定年に達する職員
- (4) 平成26年5月12日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年5月12日（月）から平成26年5月23日（金）まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2）応募者が、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分をうけるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障が生ずると認められる場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

## 早期退職に係る募集実施要項

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条の2第1項第1号)を行う。

### 1 募集の対象

防衛省に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)別表第11指定職俸給表の適用を受ける職員で、平成26年4月1日に「勤続20年以上」かつ「56歳以上」の者(注1参照)

### 2 募集人数

10名程度

### 3 募集期間(約2週間)

平成26年6月16日(月)0930から

平成26年6月27日(金)1815まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

### 4 退職すべき期間

平成26年7月14日(月)から平成26年9月1日(月)まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

### 5 応募の手続

(1) 応募しようとする職員は、「応募申請書」(別紙様式第1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で提出し、電子メールの場合は、提出後、募集期間内に、受付担当に対し受信の確認を行うものとする。(受信の確認がないものは、無効とする。)

※ 応募申請書の到達日時は、郵送の場合にあっては、消印日(募集期間末日の消印まで有効)、電子メールの場合にあっては、当該メールの受信日時とする。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 平成26年7月4日（金）までに通知する予定。

※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり。

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取り下げ申請書」（別紙様式第2）を退職すべき期日の前日までに提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で退職すべき期日の前日までに届くように郵送するものとし（届かないものは、無効とする。）、電子メールの場合は、退職すべき期日の前日までにメールを送信し、受付担当に対し受信の確認を行うものとする（受信の確認がないものは、無効とする。）。

## 6 本件に関する相談先（受付担当）

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

大臣官房秘書課担当

電話番号（外線）：

（内線）：

電子メールアドレス（部内系又は部外系のいずれかを選択し、メールを送信）

（部内系）：

及び

（部外系）：

及び

（注1）次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成26年9月1日（月）までに定年に達する職員
- (4) 平成26年6月16日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年6月16日（月）から平成26年6月27日（金）まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2）応募者が、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分をうけるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障が生ずると認められる場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

## 早期退職に係る募集実施要項

### 1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

### 2 募集の対象

陸将である自衛官（陸上幕僚長、方面総監及び情報本部長の官職にある者を除く。）であって、平成26年8月1日現在、56歳以上の者（注1参照）

### 3 募集人数

5名程度

### 4 募集の期間（約2週間）

平成26年6月16日（月）0900から

平成26年6月27日（金）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

### 5 退職すべき期間

平成26年7月28日（月）から平成26年8月31日（日）

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

## 6 応募の手続き

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」(別紙第1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、所属部隊等の長が指名する者(人事担当者等)に持参により提出する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
  - ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
  - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

## 7 本件に関する相談先・受付窓口

陸上幕僚監部人事部 人事部長 XXXXXXXXXX

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成26年8月31日(日)までに定年に達する職員
- ④ 平成26年6月16日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成26年6月16日(月)から平成26年6月27日(金)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

## 早期退職に係る募集実施要項

### 1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

### 2 募集の対象

陸将補である自衛官であって、平成26年8月1日現在、56歳以上の者（注1参照）

### 3 募集人数

4名程度

### 4 募集の期間（約2週間）

平成26年6月16日（月）0900から

平成26年6月27日（金）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

### 5 退職すべき期間

平成26年7月28日（月）から平成26年8月31日（日）

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

### 6 応募の手続き

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、所属部隊等の長が指名する者（人事担当者等）に持参により提出する。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
  - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口  
陸上幕僚監部人事部 人事部長 XXXXXXXXXX

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成26年8月31日(日)までに定年に達する職員
- ④ 平成26年6月16日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成26年6月16日(月)から平成26年6月27日(金)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

## 早期退職に係る募集実施要項

### 1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

### 2 募集の対象

平成26年7月28日現在で55歳に達している1等陸佐である陸上自衛官であって、「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）」別表第2（自衛官俸給表）における1等陸佐の（一）又は（二）欄の適用を受ける者（注1参照）

### 3 募集人数

7名程度

### 4 募集の期間（約2週間）

平成26年6月23日（月）0900から

平成26年7月 4日（金）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

### 5 退職すべき期間

平成26年7月28日（月）～平成26年8月5日（火）

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

## 6 応募の手続き

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」(別紙第1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付窓口(所属部隊等の長が指名する者(人事担当者等))に持参により提出する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
  - ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
  - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

## 7 本件に関する相談先

陸上幕僚監部人事部 補任課長 XXXXXXXXXX

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成26年8月5日(火)までに定年に達する職員
- ④ 平成26年6月23日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成26年6月23日(月)から平成26年7月4日(金)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

## 早期退職に係る募集実施要項

### 1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

### 2 募集の対象

陸将である自衛官（陸上幕僚長及び方面総監の官職にある者を除く。）であって、平成26年12月1日現在、56歳以上の者（注1参照）

### 3 募集人数

2名程度

### 4 募集の期間（約2週間）

平成26年10月14日（火）0900から

平成26年10月27日（月）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

### 5 退職すべき期間

平成26年12月1日（月）から平成26年12月31日（水）

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

## 6 応募の手続き

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」(別紙第1)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、受付窓口(所属部隊等の長が指名する者(人事担当者等))に持参により提出する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
  - ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
  - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

## 7 本件に関する相談先

陸上幕僚監部人事部 人事部長 XXXXXXXXXX

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成26年12月31日(水)までに定年に達する職員
- ④ 平成26年10月14日(火)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成26年10月14日(火)から平成26年10月27日(月)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

## 早期退職に係る募集実施要項

### 1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

### 2 募集の対象

陸将補である自衛官であって、平成26年12月1日現在、56歳以上の者（注1参照）

### 3 募集人数

3名程度

### 4 募集の期間（約2週間）

平成26年10月14日（火）0900から

平成26年10月27日（月）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

### 5 退職すべき期間

平成26年12月1日（月）から平成26年12月31日（水）

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

### 6 応募の手続き

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付窓口（所属部隊等の長が指名する

者（人事担当者等）に持参により提出する。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定

イ 不認定になる場合は（注2）のとおり

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙第2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

## 7 本件に関する相談先

陸上幕僚監部人事部 人事部長 XXXXXXXXXX

（注1）次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

① 非常勤職員

② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③ 平成26年12月31日（水）までに定年に達する職員

④ 平成26年10月14日（火）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年10月14日（火）から平成26年10月27日（月）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2）応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

① この募集実施要項に適合しない場合

② 応募後に、懲戒処分を受けた場合

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

## 早期退職に係る募集実施要項

### 1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

### 2 募集の対象

平成26年12月1日現在で55歳に達している1等陸佐である陸上自衛官（注1参照）

### 3 募集人数

15名程度

### 4 募集の期間（約2週間）

平成26年10月18日（土）0900から

平成26年10月31日（金）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

### 5 退職すべき期間

平成26年12月1日（月）～平成26年12月31日（水）

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

## 6 応募の手続き

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」(別紙第1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付窓口(所属部隊等の長が指名する者(人事担当者等))に持参により提出する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
  - ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
  - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

## 7 本件に関する相談先

陸上幕僚監部人事部 補任課長 XXXXXXXXXX

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成26年12月31日(水)までに定年に達する職員
- ④ 平成26年10月18日(土)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成26年10月18日(土)から平成26年10月31日(金)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

## 早期退職に係る募集実施要項

### 1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

### 2 募集の対象

陸将である自衛官（陸上幕僚長及び方面総監の官職にある者を除く。）であって、平成27年3月1日現在、56歳以上の者（注1参照）

### 3 募集人数

2名程度

### 4 募集の期間（約2週間）

平成27年2月3日（火）0900から

平成27年2月16日（月）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

### 5 退職すべき期間

平成27年3月1日（日）から平成27年3月31日（火）

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

### 6 応募の手続き

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付窓口（所属部隊等の長が指名する

者（人事担当者等）に持参により提出する。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定

イ 不認定になる場合は（注2）のとおり

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙第2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

## 7 本件に関する相談先

陸上幕僚監部人事部 人事部長 XXXXXXXXXX

（注1）次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

① 非常勤職員

② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③ 平成27年3月31日（火）までに定年に達する職員

④ 平成27年2月3日（火）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年2月3日（火）から平成27年2月16日（月）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2）応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

① この募集実施要項に適合しない場合

② 応募後に、懲戒処分を受けた場合

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

## 早期退職に係る募集実施要項

### 1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

### 2 募集の対象

陸将補である自衛官であって、平成27年3月1日現在、56歳以上の者（注1参照）

### 3 募集人数

3名程度

### 4 募集の期間（約2週間）

平成27年2月3日（火）0900から

平成27年2月16日（月）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

### 5 退職すべき期間

平成27年3月1日（日）から平成27年3月31日（火）

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

### 6 応募の手続き

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付窓口（所属部隊等の長が指名する

者（人事担当者等）に持参により提出する。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定

イ 不認定になる場合は（注2）のとおり

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙第2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

## 7 本件に関する相談先

陸上幕僚監部人事部 人事部長 XXXXXXXXXX

（注1）次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

① 非常勤職員

② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③ 平成27年3月31日（火）までに定年に達する職員

④ 平成27年2月3日（火）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年2月3日（火）から平成27年2月16日（月）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2）応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

① この募集実施要項に適合しない場合

② 応募後に、懲戒処分を受けた場合

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

## 早期退職に係る募集実施要項

### 1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

### 2 募集の対象

平成27年4月1日現在で55歳に達している1等陸佐である陸上自衛官（注1参照）

### 3 募集人数

20名程度

### 4 募集の期間（約2週間）

平成27年2月3日（火）0900から

平成27年2月16日（月）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

### 5 退職すべき期日

平成27年4月1日（水）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

### 6 応募の手続き

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付窓口（所属部隊等の長が指名する者（人事担当者等））に持参により提出する。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
  - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

陸上幕僚監部人事部 補任課長 XXXXXXXXXX

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成27年4月1日(水)までに定年に達する職員
- ④ 平成27年2月3日(火)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年2月3日(火)から平成27年2月16日(月)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

## 早期退職に係る募集実施要項

### 1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

### 2 募集の対象

平成27年4月1日現在で54歳に達している2等陸佐及び3等陸佐である陸上自衛官（注1参照）

### 3 募集人数

- (1) 2等陸佐：6名程度
- (2) 3等陸佐：2名程度

### 4 募集の期間（約2週間）

平成27年2月3日（火）0900から

平成27年2月16日（月）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

### 5 退職すべき期日

平成27年4月1日（水）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

## 6 応募の手続き

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」(別紙第1)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、受付窓口(所属部隊等の長が指名する者(人事担当者等))に持参により提出する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
  - ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
  - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

## 7 本件に関する相談先

陸上幕僚監部人事部 補任課長 XXXXXXXXXX

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成27年4月1日(水)までに定年に達する職員
- ④ 平成27年2月3日(火)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年2月3日(火)から平成27年2月16日(月)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

## 早期退職に係る募集実施要項

### 1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

### 2 募集の対象

平成 2 6 年 6 月 1 日現在で以下に規定する年齢に達する海上自衛官であり、自衛隊法（昭和 2 9 年法律第 1 6 5 号）に規定される海上自衛隊の部隊及び機関等に所属している海将及び海将補（注 1 参照）

#### (1) 海 将

5 7 歳

#### (2) 海将補

5 6 歳

### 3 募集人数

海将及び海将補各 1 名

### 4 募集の期間（約 3 週間）

平成 2 6 年 7 月 1 日（火）0 9 0 0 から

平成 2 6 年 7 月 1 8 日（金）1 7 0 0 まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

### 5 退職すべき期間

平成 2 6 年 8 月 1 日（月）から 8 月 2 9 日（金）

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

## 6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」(付紙第1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に海上幕僚監部人事教育部長宛に郵送、遞送又は持参により提出する。

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定

イ 不認定になる場合(注2)のとおり

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(付紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

## 7 本件に関する相談先・受付窓口

海上幕僚監部人事教育部長

電話：03-3268-3111 (内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成26年8月28日(金)までに定年に達する職員
- ④ 平成26年7月1日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成26年7月1日(月)から平成26年7月18日(金)(募集の期間内)までに懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

## 早期退職に係る募集実施要項

### 1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

### 2 募集の対象

平成 2 6 年 1 1 月 3 0 日時点で 5 6 歳に達している 1 等海佐である海上自衛官であって、退職時 1 等海佐在官 9 年以上、かつ防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和 2 7 年法律第 2 6 6 号）別表第 2 の 1 等海佐（二）以上の適用を受ける者（注 1 参照）

### 3 募集人数

5 名

### 4 募集の期間（約 3 週間）

平成 2 6 年 7 月 1 日（火）0 9 0 0 から

平成 2 6 年 7 月 1 8 日（金）1 7 0 0 まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

### 5 退職すべき期間

平成 2 6 年 8 月 1 日（金）から 8 月 2 9 日（金）

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

### 6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（付紙第 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に下記受付窓口へ郵送、逕送又は持参により提出する。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ア 退職すべき期日の1週間前までに通知する予定
  - イ 不認定になる場合(注2)のとおり
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(付紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

海上幕僚監部人事教育部補任課長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111(内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成26年8月29日(金)までに定年に達する職員
- ④ 平成26年7月1日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成26年7月1日(月)から平成26年7月18日(金)(募集の期間内)までに懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

## 早期退職に係る募集実施要項

### 1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

### 2 募集の対象

平成 2 6 年 6 月 1 日時点で 5 5 歳に達している 1 等海佐である海上自衛官であって、5 5 歳時点で 1 等海佐在官 8 年以上、かつ募集開始日において防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和 2 7 年法律第 2 6 6 号）別表第 2 の 1 等海佐（二）以上の適用を受ける者（注 1 参照）

### 3 募集人数

2 名

### 4 募集の期間（約 2 週間）

平成 2 6 年 1 0 月 6 日（月） 0 9 0 0 から

平成 2 6 年 1 0 月 1 7 日（金） 1 7 0 0 まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

### 5 退職すべき期間

平成 2 6 年 1 2 月 1 日（月） から平成 2 6 年 1 2 月 1 9 日（金）

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

### 6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（付紙第 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に下記受付窓口へ郵送、逡送又は持参により提出する。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ア 退職すべき期日の1週間前までに通知する予定
  - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(付紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

海上幕僚監部人事教育部補任課長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111 (内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成26年12月19日(金)までに定年に達する職員
- ④ 平成26年10月6日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成26年10月6日(月)から平成26年10月17日(金)(募集の期間内)までに懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

## 早期退職に係る募集実施要項

### 1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

### 2 募集の対象

平成 2 7 年 3 月 3 1 日時点で 5 7 歳に達している海将（募集開始日において、国家公務員退職手当法施行令（昭和 2 8 年政令第 2 1 5 号）第 3 条第 4 号へに定める任命権者又はその委任を受けた者がその任命を行うに際し内閣の承認を得た職（統合幕僚長、海上幕僚長、自衛艦隊司令官、横須賀地方総監、呉地方総監及び佐世保地方総監）にある者を除く。）又は海将補である海上自衛官（注 1 参照）

### 3 募集人数

2 名

### 4 募集の期間（約 3 週間）

平成 2 6 年 1 1 月 4 日（火）0 9 0 0 から

平成 2 6 年 1 1 月 2 1 日（金）1 7 0 0 まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

### 5 退職すべき期間

平成 2 6 年 1 2 月 1 日（月）から 1 2 月 2 6 日（金）

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

## 6 応募の手続

(1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」(付紙第1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に海上幕僚監部人事教育部長宛に郵送、逕送又は持参により提出する。

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

ア 退職すべき期日の1週間前までに通知する予定

イ 不認定になる場合は(注2)のとおり

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(付紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

## 7 本件に関する相談先・受付窓口

海上幕僚監部人事教育部長

電話：03-3268-3111 (内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

① 非常勤職員

② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③ 平成26年12月26日(金)までに定年に達する職員

④ 平成26年11月4日(火)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成26年11月4日(火)から平成26年11月21日(金)(募集の期間内)までに懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

① この募集実施要項に適合しない場合

② 応募後に、懲戒処分を受けた場合

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

## 早期退職に係る募集実施要項

### 1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

### 2 募集の対象

- (1)平成27年7月31日時点で57歳に達している海将(募集開始日において、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第3条第4号へに定める任命権者又はその委任を受けた者がその任命を行うに際し内閣の承認を得た職（統合幕僚長、海上幕僚長、自衛艦隊司令官、横須賀地方総監、呉地方総監及び佐世保地方総監）にある者を除く。）である海上自衛官（注1参照）
- (2)平成27年3月31日時点で56歳に達している海将補である海上自衛官(注1参照)

### 3 募集人数

2名

### 4 募集の期間（約3週間）

平成27年 2月16日（月）0900から

平成27年 3月 6日（金）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

### 5 退職すべき期間

平成27年3月16日（月）から4月30日（木）

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

## 6 応募の手続

(1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」(付紙第1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に海上幕僚監部人事教育部長宛に郵送、逕送又は持参により提出する。

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

ア 退職すべき期日の1週間前までに通知する予定

イ 不認定になる場合は(注2)のとおり

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(付紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

## 7 本件に関する相談先・受付窓口

海上幕僚監部人事教育部長

電話：03-3268-3111 (内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

① 非常勤職員

② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③ 平成27年4月30日(木)までに定年に達する職員

④ 平成27年2月16日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年2月16日(月)から平成27年3月6日(金)(募集の期間内)までに懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

① この募集実施要項に適合しない場合

② 応募後に、懲戒処分を受けた場合

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

## 早期退職に係る募集実施要項

### 1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

### 2 募集の対象

平成26年10月1日時点で55歳、かつ1等海佐在官8年以上の海上自衛官であって、募集開始日において防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）別表第2の1等海佐（二）以上の適用を受ける者（注1参照）

### 3 募集人数

4名

### 4 募集の期間（約1週間）

平成27年2月16日（月）0900から

平成27年2月20日（金）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

### 5 退職すべき期間

平成27年3月20日（金）から平成27年4月1日（水）

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

### 6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（付紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に下記受付窓口へ郵送、逡送又は持参により提出する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

- ア 退職すべき期日の1週間前までに通知する予定
  - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(付紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

海上幕僚監部人事教育部補任課長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111 (内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成27年4月1日(水)までに定年に達する職員
- ④ 平成27年2月16日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年2月16日(月)から平成27年2月20日(金)(募集の期間内)までに懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

## 早期退職に係る募集実施要項

### 1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

### 2 募集の対象

平成26年10月1日時点で55歳、かつ1等海佐在官8年以上の海上自衛官であって、募集開始日において防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）別表第2の1等海佐（二）以上の適用を受ける者（注1参照）

### 3 募集人数

2名

### 4 募集の期間（約1週間）

平成27年3月9日（月）0900から

平成27年3月13日（金）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

### 5 退職すべき期間

平成27年4月2日（木）から平成27年4月10日（金）

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

### 6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（付紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に下記受付窓口へ郵送、逡送又は持参により提出する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

- ア 退職すべき期日の1週間前までに通知する予定
  - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(付紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

海上幕僚監部人事教育部補任課長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111 (内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成27年4月10日(金)までに定年に達する職員
- ④ 平成27年3月9日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年3月9日(月)から平成27年3月13日(金)(募集の期間内)までに懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

## 早期退職に係る募集実施要項

## 1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

## 2 募集の対象

1等空佐にある者で、平成26年8月1日に55歳の者（注1参照）

## 3 募集人数

1名

## 4 募集の期間（10日間）

平成26年6月30日（月）0900から

平成26年7月 9日（水）1700まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

## 5 退職すべき期日

平成26年8月1日（金）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

## 6 応募の手続

- (1) 早期退職募集に応募する者は、「応募申請書」（付紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に受付窓口（所属部隊等の長が指名する者（人事担当者等））に持参により提出する。
- (2) 応募対象者から応募申請の提出を受けた人事担当者等は、平成26年7月11日（金）1700までに、順序を経て航空幕僚長へ進達する。
- (3) 航空幕僚長は、選定後、認定又は不認定の通知書を対象者へ交付する。  
※退職すべき期日の2週間前までに通知書の交付を予定する。

※不認定になる場合は、(注2)のとおり。

- (4) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき日の前日までに「応募取下げ申請書」(付紙第2)を応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

航空幕僚監部人事教育部補任課 補任課長

内線： [REDACTED] (内線) [REDACTED]

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- 1 非常勤職員
- 2 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- 3 平成26年8月1日(金)までに定年に達する職員
- 4 平成26年6月30日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成26年6月30日(月)から平成26年7月9日(水)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- 1 この募集実施要項に適合しない場合
- 2 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- 3 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合、その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- 4 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

## 早期退職に係る募集実施要項

## 1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

## 2 募集の対象

空将補の階級で、平成26年8月31日に56歳以上の年齢にある者（注1参照）

## 3 募集人数

4名

## 4 募集の期間（10日間）

平成26年7月 3日（木）0900から

平成26年7月13日（日）1700まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

## 5 退職すべき期間

平成26年8月1日（金）～平成26年8月31日（日）

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

## 6 応募の手続

(1) 早期退職募集に応募する者は、「応募申請書」（付紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に受付窓口（所属部隊等の長が指名する者（人事担当者等））に持参により提出する。

(2) 応募対象者から応募申請の提出を受けた人事担当者等は、平成26年7月16日（水）1700までに、順序を経て航空幕僚長へ進達する。

(3) 航空幕僚長は、選定後、認定通知書又は不認定通知書を対象者へ交付する。

※退職すべき期日の2週間前までに通知書の交付を予定する。

※不認定になる場合は、(注2)のとおり。

- (4) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき日の前日までに「応募取下げ申請書」(付紙第2)を応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

航空幕僚監部人事教育部 人事教育部長

内線： [REDACTED] (内線) [REDACTED]

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- 1 非常勤職員
- 2 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- 3 平成26年8月31日(日)までに定年に達する職員
- 4 平成26年7月3日(木)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成26年7月3日(木)から平成26年7月13日(日)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- 1 この募集実施要項に適合しない場合
- 2 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- 3 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合、その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- 4 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

## 平成 2 6 年度 1 2 月期早期退職に係る募集実施要項

## 1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

## 2 募集の対象（注 1 参照）

1 等空佐で、平成 2 6 年 1 2 月 1 日現在、5 5 歳にある者

## 3 募集人数

2 名

## 4 募集の期間（1 5 日間）

平成 2 6 年 1 0 月 2 3 日（木）0 9 0 0 から

平成 2 6 年 1 1 月 6 日（木）1 7 0 0 まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

## 5 退職すべき期間

平成 2 6 年 1 2 月 1 日（月）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

## 6 応募の手続

(1) 早期退職募集に応募する者は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（付紙様式第 1。以下、「応募申請書」という。）に必要事項を記入の上、募集の期間内に受付窓口（所属部隊等の長が指名する者（人事担当者等））に持参により提出する。

(2) 応募対象者から応募申請書の提出を受けた人事担当者等は、平成 2 6 年 1 1 月 1 0 日（月）1 7 0 0 までに、順序を経て航空幕僚長へ進達する。

(3) 航空幕僚長は、選定後、認定又は不認定の通知書を対象者へ交付する。

※退職すべき期日の 2 週間前までに通知書の交付を予定する。

※不認定になる場合は、(注2)のとおり。

- (4) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき日の前日までに「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(付紙様式第2)を応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

航空幕僚監部人事教育部補任課 補任課長

内線： [REDACTED] (内線) [REDACTED]

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- 1 非常勤職員
- 2 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- 3 平成26年12月1日(月)までに定年に達する職員
- 4 平成26年10月23日(木)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成26年10月23日(木)から平成26年11月6日(木)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- 1 この募集実施要項に適合しない場合
- 2 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- 3 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合、その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- 4 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

## 平成 2 6 年度 1 月期早期退職に係る募集実施要項

## 1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

## 2 募集の対象（注 1 参照）

1 等空佐で、平成 2 7 年 1 月 1 5 日現在、5 5 歳にある者

## 3 募集人数

2 名

## 4 募集の期間（1 5 日間）

平成 2 6 年 1 2 月 1 日（月）0 9 0 0 から

平成 2 6 年 1 2 月 1 5 日（月）1 7 0 0 まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

## 5 退職すべき期間

平成 2 7 年 1 月 1 5 日（木）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

## 6 応募の手続

- (1) 早期退職募集に応募する者は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（付紙様式第 1。以下、「応募申請書」という。）に必要事項を記入の上、募集の期間内に受付窓口（所属部隊等の長が指名する者（人事担当者等））に持参により提出する。
- (2) 応募対象者から応募申請書の提出を受けた人事担当者等は、平成 2 6 年 1 2 月 1 9 日（金）1 7 0 0 までに、順序を経て航空幕僚長へ進達する。
- (3) 航空幕僚長は、選定後、認定又は不認定の通知書を対象者へ交付する。  
※退職すべき期日の 2 週間前までに通知書の交付を予定する。

※不認定になる場合は、(注2)のとおり。

- (4) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき日の前日までに「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(付紙様式第2)を応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

航空幕僚監部人事教育部補任課 補任課長

内線： [REDACTED] (内線) [REDACTED]

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- 1 非常勤職員
- 2 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- 3 平成27年1月15日(木)までに定年に達する職員
- 4 平成26年12月1日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成26年12月1日(月)から平成26年12月15日(月)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- 1 この募集実施要項に適合しない場合
- 2 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- 3 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合、その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- 4 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

## 早期退職に係る募集実施要項

## 1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

## 2 募集の対象

空将の階級にある者で、平成27年3月31日までに55歳以上の者。  
（注1参照）

## 3 募集人数

1名

## 4 募集の期間（8日間）

平成27年2月24日（火）0900から

平成27年3月 3日（火）1700まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

## 5 退職すべき期間

平成27年3月23日（月）～平成27年3月31日（火）

※退職すべき期間を定めた場合、当該期間内から退職すべき期日を定め、別に通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、本人に対し、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

## 6 応募の手続

- (1) 早期退職募集に応募する者は、「応募申請書」（付紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に受付窓口（所属部隊等の長が指名する者（人事担当者等））に持参により提出する。
- (2) 応募対象者から応募申請の提出を受けた人事担当者等は、平成27年3月4日（水）1700までに、航空幕僚長へ送付する。
- (3) 航空幕僚長は、選定後、認定又は不認定の通知書を対象者へ交付する（退職すべき期日の2週間前までの交付を予定する。）。

※不認定になる場合は、(注2)のとおり。

- (4) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」(付紙第2)を応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

航空幕僚監部人事教育部 人事教育部長

電話： [REDACTED] (内線) [REDACTED]

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- 1 非常勤職員
- 2 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- 3 平成27年3月31日(火)までに定年に達する職員
- 4 平成27年2月24日(火)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年2月24日(火)から平成27年3月3日(火)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- 1 この募集実施要項に適合しない場合
- 2 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- 3 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- 4 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

## 早期退職に係る募集実施要項

## 1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

## 2 募集の対象

1等空佐の階級にある者で、平成27年4月1日までに55歳以上の者（注1参照）

## 3 募集人数

8名

## 4 募集の期間（7日間）

平成27年2月24日（火）0900から

平成27年3月 2日（月）1700まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

## 5 退職すべき期間

平成27年3月23日（月）～平成27年4月1日（水）

※退職すべき期間を定めた場合、当該期間内から退職すべき期日を定め、別に通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、本人に対し、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

## 6 応募の手続

- (1) 早期退職募集に応募する者は、「応募申請書」（付紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に受付窓口（所属部隊等の長が指名する者（人事担当者等））に持参により提出する。
- (2) 応募対象者から応募申請の提出を受けた人事担当者等は、平成27年3月5日（木）1700までに、順序を経て航空幕僚長へ進達する。
- (3) 航空幕僚長は、選定後、認定又は不認定の通知書を対象者へ交付する（退職すべき期日の2週間前までの交付を予定する。）。

※不認定になる場合は、(注2)のとおり。

- (4) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」(付紙第2)を応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

航空幕僚監部人事教育部補任課 補任課長

電話： [REDACTED] (内線) [REDACTED]

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- 1 非常勤職員
- 2 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- 3 平成27年4月1日(水)までに定年に達する職員
- 4 平成27年2月24日(火)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年2月24日(火)から平成27年3月2日(月)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- 1 この募集実施要項に適合しない場合
- 2 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- 3 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- 4 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

## 早期退職に係る募集実施要項

## 1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

## 2 募集の対象

1等空佐の階級にある者で、平成27年4月1日までに55歳以上の者（注1参照）

## 3 募集人数

2名

## 4 募集の期間（7日間）

平成27年2月24日（火）0900から

平成27年3月 2日（月）1700まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

## 5 退職すべき期間

平成27年3月23日（月）～平成27年4月1日（水）

※退職すべき期間を定めた場合、当該期間内から退職すべき期日を定め、別に通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、本人に対し、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

## 6 応募の手続

- (1) 早期退職募集に応募する者は、「応募申請書」（付紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に受付窓口（所属部隊等の長が指名する者（人事担当者等））に持参により提出する。
- (2) 応募対象者から応募申請の提出を受けた人事担当者等は、平成27年3月5日（木）1700までに、航空幕僚長へ送付する。
- (3) 航空幕僚長は、選定後、認定又は不認定の通知書を対象者へ交付する（退職すべき期日の2週間前までの交付を予定する。）。

※不認定になる場合は、(注2)のとおり。

- (4) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」(付紙第2)を応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

航空幕僚監部人事教育部補任課 補任課長

電話： [REDACTED] (内線) [REDACTED]

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- 1 非常勤職員
- 2 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- 3 平成27年4月1日(水)までに定年に達する職員
- 4 平成27年2月24日(火)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年2月24日(火)から平成27年3月2日(月)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- 1 この募集実施要項に適合しない場合
- 2 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- 3 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- 4 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合